



委員会発議第1号

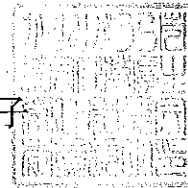
ニセ電話詐欺撲滅宣言に関する決議（案）

上記の決議（案）を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及びかすみがうら市議会会議規則（平成17年かすみがうら市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月19日提出

提出者 かすみがうら市議会文教厚生委員会

委員長 田谷文子



かすみがうら市議会議長 中根光男様

ニセ電話詐欺撲滅宣言に関する決議（案）

かすみがうら市では『安心で安全なまちづくり』の実現に向け、官民一体となり、様々な活動に取り組んできておりますが、ニセ電話詐欺による被害が後を絶たず、高齢者をはじめとした多くの市民が被害にあっております。

人々の不安につけこみ、人と社会の信頼関係を逆手に取るなどして財産を奪う極めて卑劣な犯罪を、これ以上許すわけにはいきません。

ニセ電話詐欺は、一部の不注意な人が被害に遭っているのではありません。

次々に考え出される巧妙な手口により、誰もが騙される危険があると考え、私たち一人ひとりが心の備えをしておくことが大切です。

犯罪者は、あなたの子や孫、会社員、行政職員等になりすまし、巧みに現金を請求してきます。

「お金を送って」「お金を渡して」「お金を返します」等の言葉には十分注意し、絶対に一人で判断せず、振り込みや送金をする前に、家族、警察、相談窓口を確認することが大切です。

私たちは、市民の皆様に対し、ニセ電話詐欺への警戒と十分な対策を求めるとともに、市民を被害から守るため、警察署及び各種金融機関並びに関係機関・団体と連携を図り、被害の根絶を目指すため、かすみがうら市を「ニセ電話詐欺撲滅都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。

平成30年9月19日

茨城県かすみがうら市議会